

平成21年3月18日

平成21年度
森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業

説明会

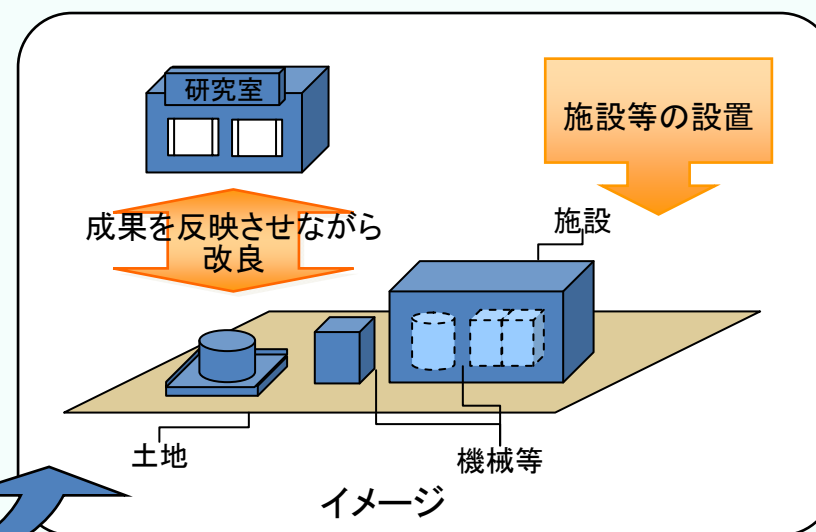
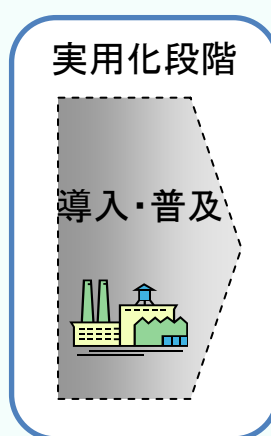
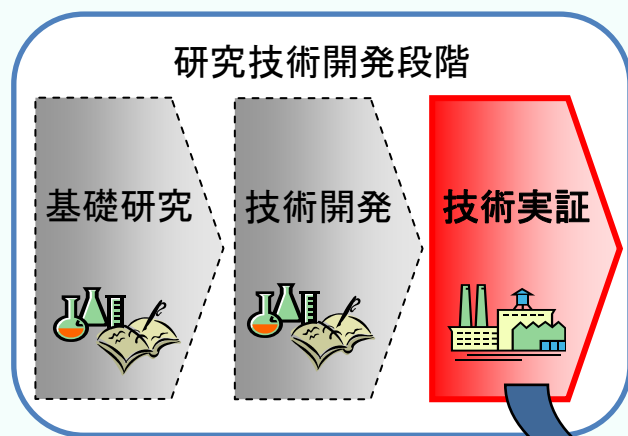
林野庁研究・保全課

■ 本事業の位置付けと性質

(1) 本事業の性質 **…国の委託事業です。補助事業ではありません。**

	委 託	補 助
費 用	国の事業を、他の機関等が代わって行います。成果に対する反対給付として、委託費を支出します。	国が、国家的見地から公益性があると認めた特定の事業に対し、反対給付を求めることなく一方的な金銭的給付を行います。
資 産	事業において取得した物品や財産等の資産は、基本的に国に帰属します。	補助事業者に帰属します。ただし、処分等について一部制約があります。
知的財産	基本的に国に帰属します。	補助事業者に帰属します。

(2) 本事業の位置付け **…実証を対象とします。**



森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業について

林野庁では、木質バイオマスの新たな利用によるニュービジネス市場の創出や、将来の木質バイオマスのカスケード利用実現のため、平成20年度に採択した企画提案に基づく4件の技術実証に加え、平成21年度に新たに2件の企画提案を募集します。

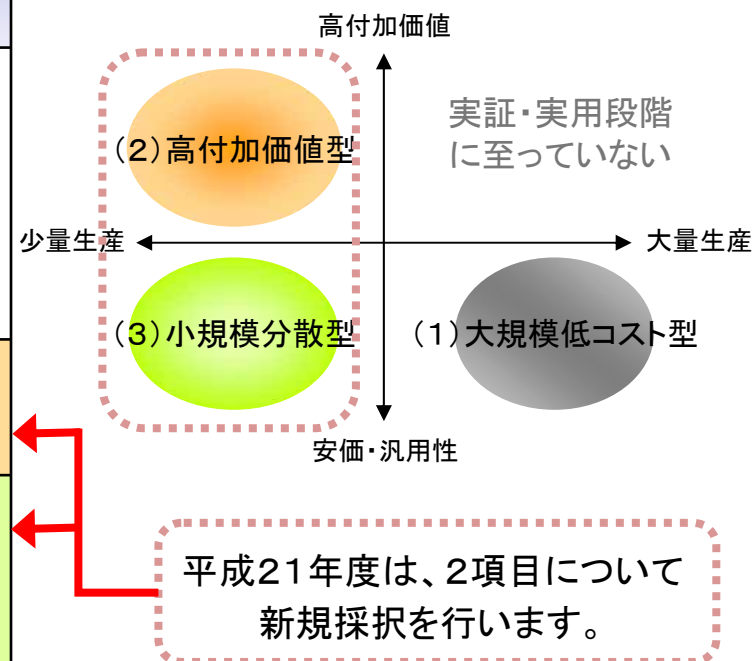
■ 事業の目的

林地残材等の未利用森林資源の活用を目指し、研究成果や技術開発成果を要素技術とした実証を行い、新産業の創出につながる製造システムを構築する。

■ 要件

- (1) 木質バイオマスを分子レベルでとらえ、ケミカル又はメカニカル、バイオロジカルに変換して利用すること。
- (2) 木質成分を総合的に利用すること。
- (3) 化石由来製品に代替する利用であること。
- (4) 研究成果や技術開発成果を要素技術として活用し、5年以内に製造システムの構築が見込めること。

	項目	内容	H20採択内容
1	大規模低コスト型 製造システム	<ul style="list-style-type: none"> ・広い市場が期待されるものについての、低コストで高効率な製造 ・低コスト化のための副産物の高度活用 ・原料である木質バイオマスの安定供給のもとに大量の木質バイオマスを継続的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蒸解法によるエタノール製造システム
2	高付加価値型 製造システム	<ul style="list-style-type: none"> ・木材の高付加価値化の実現 ・木材を活用しての高付加価値製品による新規用途、市場の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱分解ガス化によるナカーボン製造システム
3	小規模分散型 製造システム	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬コスト等の課題解決 ・地方分散型、地産地消型の産業創出 ・単独では必要とする原料は少量であるが、各地に普及させることにより、大量の木質バイオマスを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・亜臨界水処理による連続分解システム ・マイクロ波を用いたバイオオイル化によるトータル利用システム



森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業について（新規募集分）

森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業
（委託、7億5千万円）

■事業内訳

- (1) H20年度の採択事業の継続
- (2) ②、③について新規募集し、実施

■予算額

- (1) 5億5千万円
- (2) 2億円

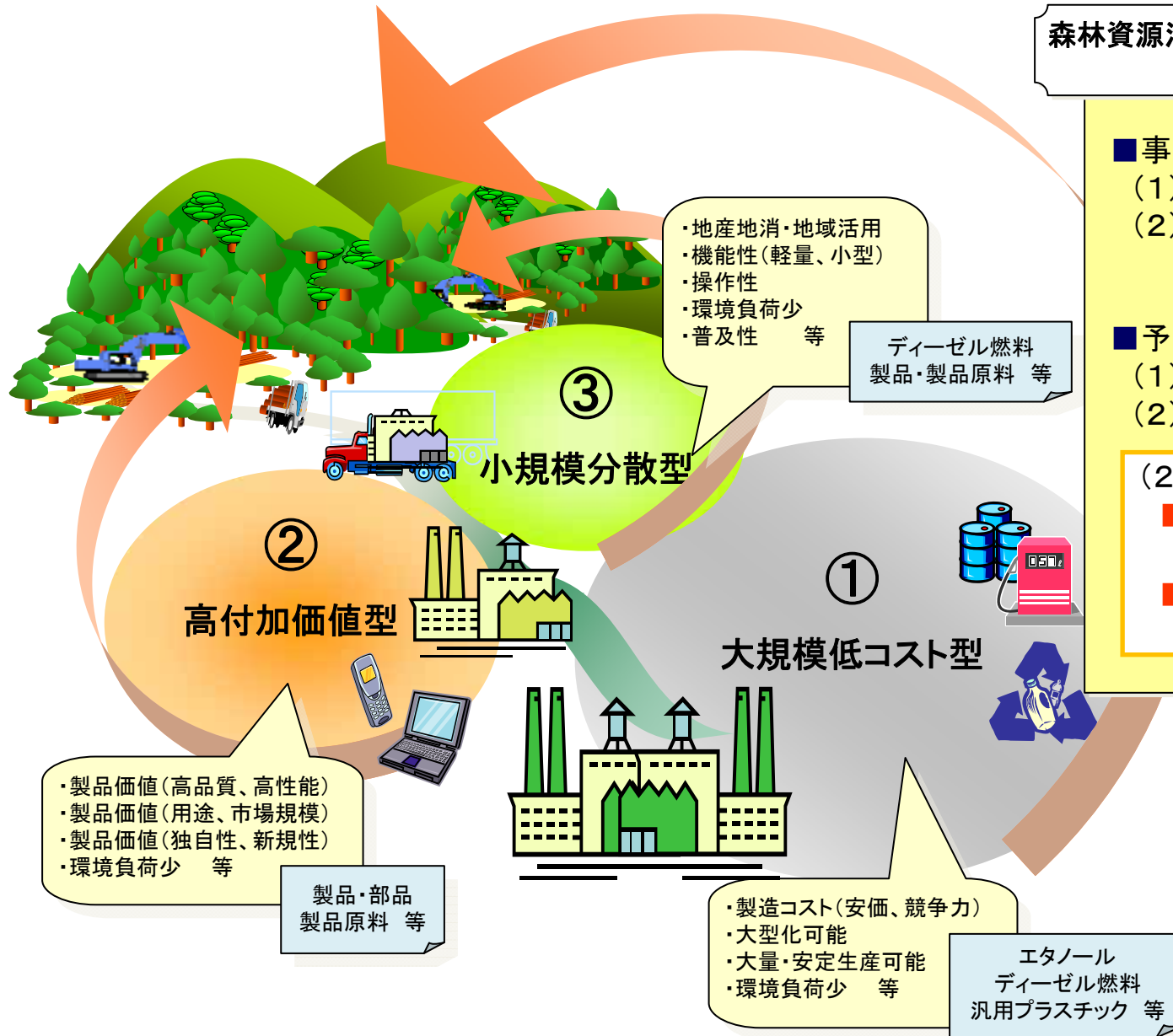
(2) 新規採択分について

■採択件数

②、③各1件を採択して実施

■事業規模

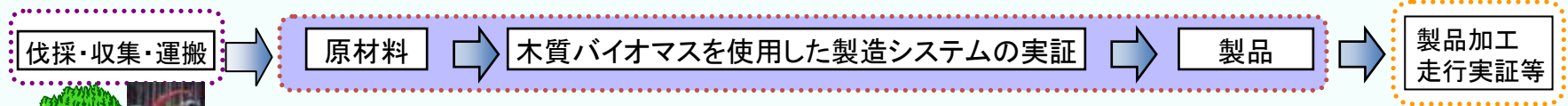
1件につき1億円程度



■ 本事業の内容について

1. 本事業の対象経費等について

...本事業の対象

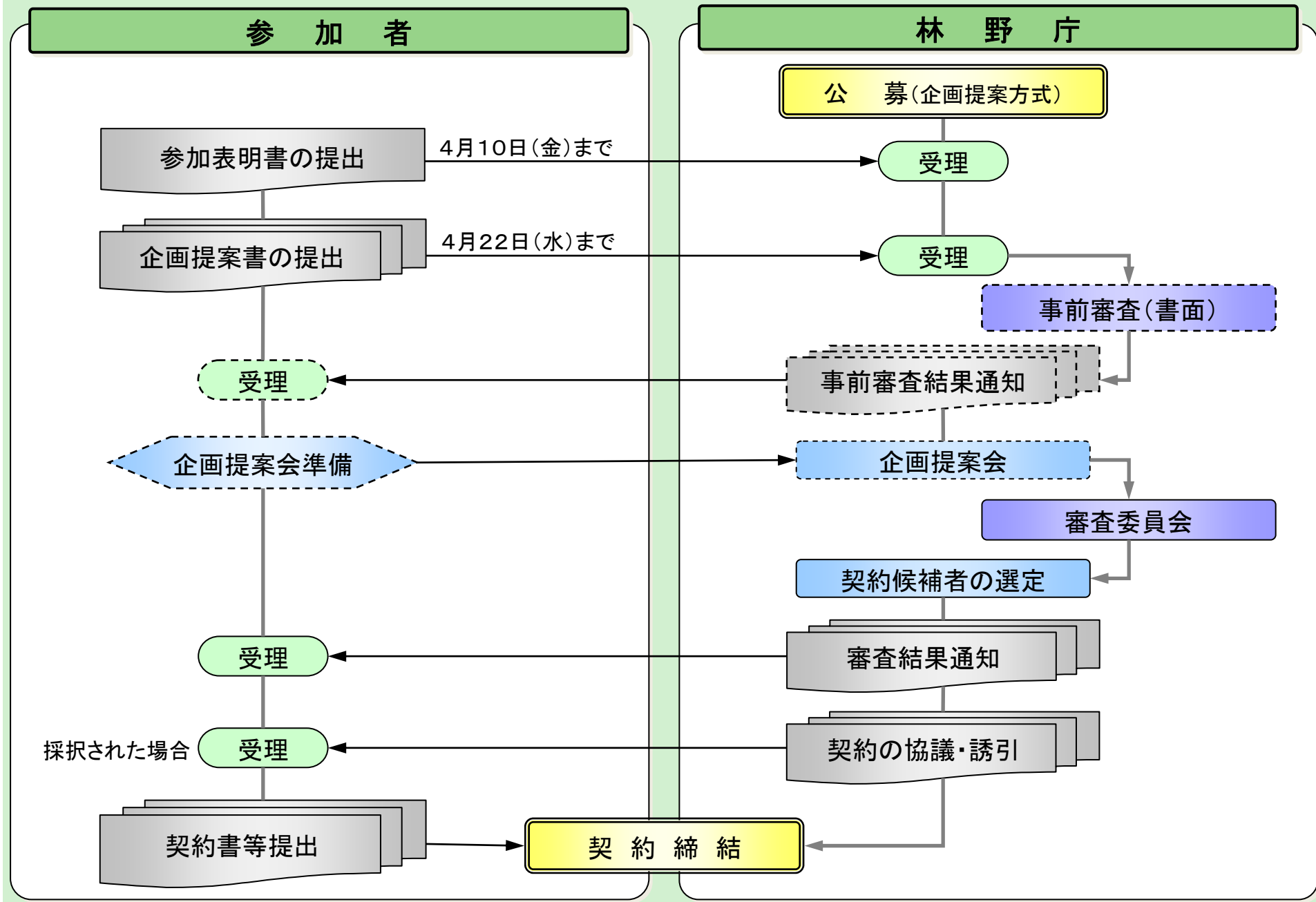


製造システム実証機材及び施設等の整備等に係る経費	製造システム実証に係る経費
ア) 施設等設計費 イ) 施設等整備費及び設置費 ウ) 機材等整備費及び設置費 エ) 施設等設置場所に係る借料 オ) 許認可申請に係る費用等	ア) システム実証費(人件費、賃金、旅費、光熱水料金、実証用試薬、原材料費、消耗品費、雑役務費等) イ) 機材費(計測機器、分析機器、備品等) ウ) 分析費(各種試験、成果物の内容の同定等の分析費)

2. 5年間の事業イメージ(例)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
プラント実施設計 設置許可申請等 プラント建設 完成検査				
研究室における研究・技術開発				
	プラント使用開始 データ収集、課題の洗い出し、プラント改良		実用化システム完成	
プラント設置場所の賃借契約				
・プラント実施設計 ・許認可等申請、取得 ・プラント建設 ・プラント運転、データ収集 ・技術開発、改良	・データ収集 ・課題の洗い出し ・技術開発、改良 ・プラント改良	・データ収集 ・課題の洗い出し ・技術開発、改良 ・プラント改良	・データ収集 ・課題の洗い出し ・技術開発、改良 ・プラント改良	・プラント改良 ・製造システムの完成 ・報告書等作成

■ 事業の流れ（応募から契約締結まで）



■ 事業の流れ（審査方法）

○審査委員会

外部有識者6名により構成されます。

審査委員は、化学・工学等の技術的知見、経済・産業的知見を有する有識者から任命します。

審査委員名簿は、委員への不正な働きかけを防止するため、審査終了まで非公開とします。



1. 事前審査

企画提案会を効率的に進めるため、必要な場合は書面による事前審査を行う場合がありますのでご了承ください。

事前審査の実施の有無については応募件数や提案内容等を勘案し、審査委員会と相談の上決定します。

事前審査を実施した場合、審査結果は応募者へ個別にお知らせします。

2. 企画提案会の開催（5月中旬頃）

応募者には、企画提案会において企画提案書の内容を説明していただきます。

開催日時・場所等は別途お知らせします。

企画提案会は、応募者の営業秘密等の保護の観点から、非公開とします。

なお、事前審査を行った場合は、事前審査を通過した企画提案のみを対象とします。



3. 審査委員会の開催（5月中旬頃）

審査委員会は、企画提案会での内容等を踏まえ、審査を行います。

審査基準等については、応募要領をご覧ください。

審査終了後、審査委員会は林野庁長官に契約候補者を推薦します。

審査委員会は、個々の提案内容を公表しないこととしていることから、非公開とします。



4. 契約の締結

審査結果については、選定の可否を問わずすべての応募者へ通知します。

林野庁は、審査委員会から推薦のあった候補者と委託費を含め委託契約に関する協議を行い、

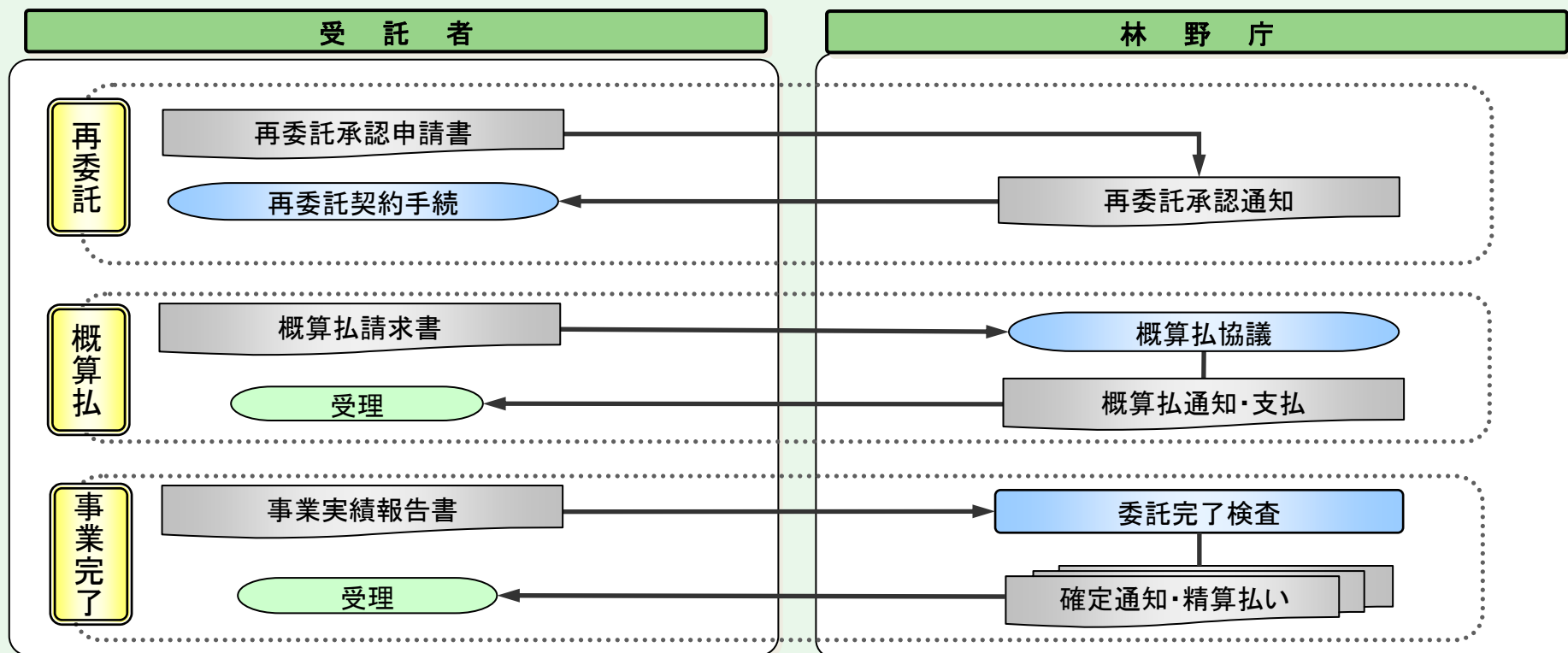
委託契約を締結後、契約相手方の名前及び事業内容、契約額等を公表します。

本事業は基本的に5年間事業ですが、年度毎に公募及び契約の手続を行うものであり、次年度

以降の契約を保証するものではありません。



■ 事業実施中の手続き



■ 物品・財産、知的財産等の取扱いについて

1. 物品及び財産の取扱いについて

本事業により受託者が取得した物品及び財産は、委託事業期間中は、善良な管理者の注意を持って管理していただくこととなります。

台帳等に記載のうえ、物品にはシールを貼るなどして管理してください。

委託事業終了後については、別途、国への引渡しの要否等についてお知らせします。

2. 知的財産権の帰属について

本事業の成果により特許権等次に係る権利を得た場合の所有権は、すべて林野庁長官が承継するものとします。

- ① 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- ② 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- ③ 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- ④ 著作権